
北海道立美術館条例施行規則

(観覧料)

第1条 北海道立美術館条例（昭和42年北海道条例第3号。以下「条例」という。）別表第1の3の規則で定める額は、北海道立美術館の長（以下「館長」という。）の定める額とする。

2 条例別表第1の備考に規定する観覧料の設定に関する知事の権限は、北海道教育委員会に委任する。

3 条例別表第1の備考に規定する規則で定める観覧料の額は、館長の定める額とする。

一部改正〔平成16年規則68号〕

(使用料の納付等)

第2条 条例第4条第1項の観覧料は、観覧前に、現金で納付しなければならない。

2 条例第4条第2項の年間観覧料は、年間観覧承認書の交付を受けた後、館長の交付する納入通知書により納付しなければならない。

3 条例第4条第3項の使用料は、利用承認書の交付を受けた後、館長の交付する納入通知書により納付しなければならない。

4 前3項の使用料は、納付後においては、これを還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由によって観覧若しくは使用が不可能になったと館長が認めた場合又は北海道教育委員会規則で定めるところにより館長が退館させた場合若しくは使用の承認を取り消した場合は、この限りでない。

(年間観覧料を納めることができる学校)

第3条 条例第4条第2項の規則で定める学校は、次に掲げる学校とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等専門学校

(2) 学校教育法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程を置くものに限る。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、高等学校卒業程度を入学資格とする学校で館長が認めるもの

追加〔平成24年規則34号〕

(使用料の减免)

第4条 条例第5条に規定する使用料の减免に関する知事の権限は、北海道教育委員会に委任する。

一部改正〔平成23年規則16号・24年34号〕